

Chapter

02

—

平和条約交渉

1947年～1953年

平和条約の交渉過程を、竹島に関する議論を中心に紹介していきます。日本と連合国の間の平和条約（サンフランシスコ平和条約）は、終戦から6年余り経って署名されました。どのような議論を経て条約は確定したのでしょうか。

近年の調査や研究の結果、同条約交渉に関する様々な新しい諸外国の公文書こうぶんしょが見つかっています。このような新しく確認された資料やあまり知られていないが重要な資料も紹介していきます。

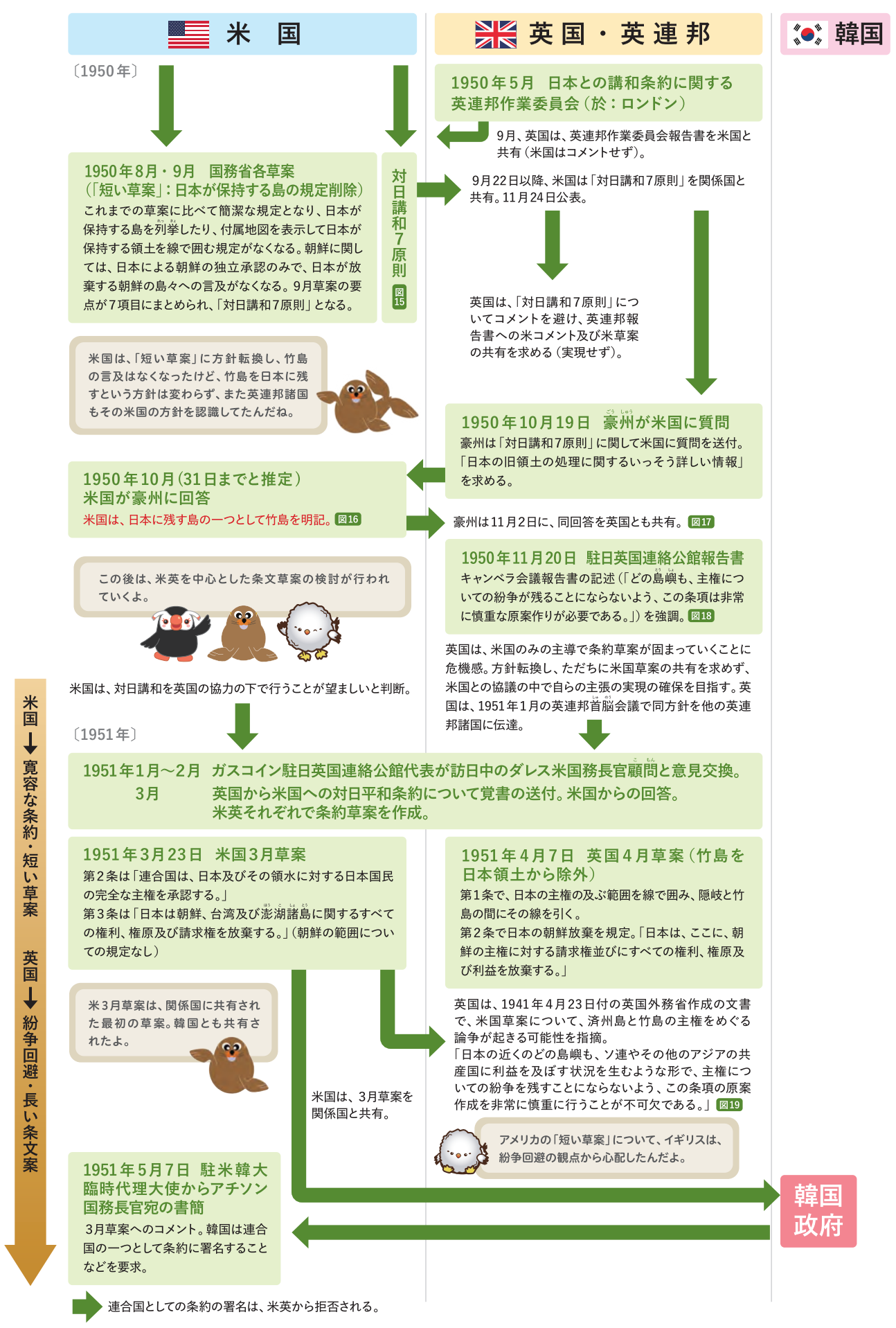
平和条約の交渉過程①

1945(昭和20)年～1950(昭和25)年



平和条約の交渉過程②

1950(昭和25)年～1951(昭和26)年



平和条約の交渉過程③

1951(昭和26)年



米 国



英国・英連邦



韓国

[1951年]

1951年4月25日～5月4日 米英事務レベル協議 図20

英国は、日本と朝鮮の間にある島嶼の帰属を明確にすることを望む。

米国は、日本の主権の及ぶ範囲を線で囲む方式が日本人に及ぼす心理的不利益を懸念。

5月2日 米英事務レベル協議第7回会合

→ 英国は英国草案第1条（日本の主権が存続する範囲を規定する条文）を取下げ。英国草案第1条では、竹島を日本の主権が存続する線の外においていたが、**同条の取下げにより竹島を日本領土外とする方針も取り下げられる。**

「双方の代表団は、日本が主権を放棄する領域だけを挙げる方がよい旨合意した。これに関して、合衆国草案第3条は、三つの島、すなわち、済州島、巨文島及び鬱陵島の挿入が必要であろう。」 図22

朝鮮に帰属する島として済州島、巨文島及び鬱陵島を明記。竹島は朝鮮に含まれないことが確定。

5月3日 米英共同草案 図21 図27

第2条「日本国は、朝鮮（済州島、巨文島及び鬱陵島を含む。）に対するすべての権利、権原および請求権を放棄する。」

5月の米英共同草案の時点で、米英は、日本が竹島を保持することで認識を一致させていたよ。



関係国と共有

1951年6月14日 改訂米英共同草案（ダレス顧問訪英時の米英協議の結果作成）

第2条(a)「日本国は、朝鮮の独立を承認して、済州島、巨文島及び鬱陵島を含む朝鮮に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。」→1951年9月8日の署名時の文言に同じ。

韓国政府

1951年7月9日 ダレス国務長官顧問と梁裕燦（ヤン・ユチャン）駐米韓国大使の会談

ダレスは、梁大使に改訂米英共同草案を渡した。

1951年7月19日 ダレス顧問と梁裕燦駐米韓国大使の会談

改訂米英共同草案に関し、梁裕燦（ヤン・ユチャン）駐米韓国大使は、米国務長官宛の書簡をダレスに手交。**梁大使は、日本が放棄する朝鮮に「独島」（竹島）及び「バラン島」*を含めることを要求。** 図23

卞榮泰（ビョン・ヨンテ）外務部長官は、7月17日頃、駐韓米国大使に同旨を要請。 図28

*「波浪島」の韓国語音。韓国の南西にある現在の東シナ海の暗礁ソコトラロックを島と誤認したもの。

1951年8月10日 ラスク国務次官補から梁裕燦（ヤン・ユチャン）駐米韓国大使への書簡（ラスク書簡）

竹島についての韓国の要求を拒否。 図24

「ドク島又は竹島ないしリアンクール岩として知られる島に関しては、この通常無人である岩島は、我々の情報によれば朝鮮の一部として取り扱われたことが決してなく、1905年頃から日本の島根県隠岐島支庁の管轄下にある。この島は、かつて朝鮮によって領有権の主張がなされたとは見られない。」
「バラン島の記載についての要求は取り下げられたと理解する。」

韓国がオーストラリアにも日本が放棄する朝鮮に竹島を加えるように要求したことは最近わかったことだよ



豪州は韓国の要請に対応せず

豪州は「独島」や「バラン島」がどこにある島であるのか特定できず。 図29 図30

1951年7月20日頃 卞榮泰（ビョン・ヨンテ）外務部長官と豪外交官（プリムソル氏）の会談

豪州に日本が放棄する朝鮮に「独島」（竹島）及び「バラン島」を含めることへの支持を要請。

1951年9月8日 サンフランシスコ講和会議、平和条約署名

図31 図32

要求を認められなかった韓国は、李承晩ラインの設定という実力行使に出るよ。 図25 図26



シーボルトの意見書

1947(昭和22)年～1949(昭和24)年

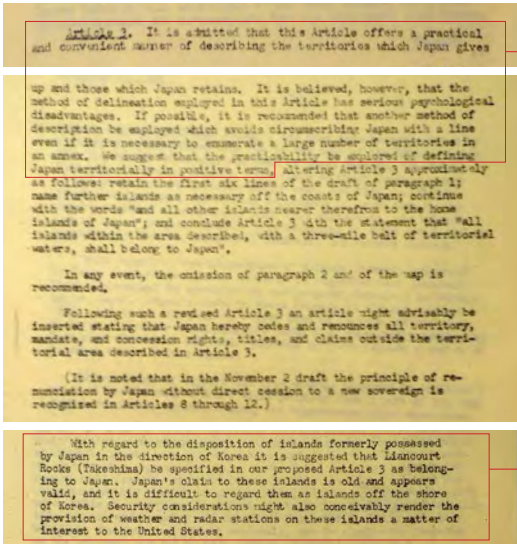
米国務省は、1947年3月に、平和条約の最初の草案を作成しました。同草案を含め、初期の草案では、日本に残す領土に関する規定には竹島は含まれず、朝鮮放棄に関する規定では、日本が放棄する朝鮮に竹島を含むこととされていました。

しかし、1949年11月に、シーボルト米国駐日政治顧問代理（今でいうところの駐日大使）は、電報及び書簡で、国務長官あてに意見を送付し、竹島についての日本の領土主張は古く正当であることを指摘しました。

その結果、1949年12月29日付けで米国国務省が作成した草案においては、日本が保持する領土に関する規定に竹島が加えられるとともに、朝鮮の放棄に関する規定から竹島が削除されました。

翌年7月に作成された同草案の「注釈書」では、竹島はなぜ日本が保持すべきなのかについての説明が加えられています。

図13 「11月2日条約草案に関する詳細なコメント」(1949年) (部分)



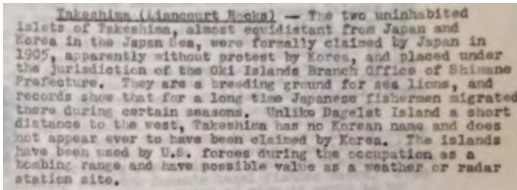
所蔵：米国立公文書館

囲み部分の仮訳

第3条 [線で日本を取り囲むという]この条[の規定の仕方]が日本が放棄する領土及び保持する領土を表現する実際のて便利な方法であると認める。しかしながら、本条で用いられる線による確定方法は、深刻な心理的不利益を[日本人に]与えると思われる。もし可能であれば、たとえ付属書で数多くの領土を列挙する必要が生じたとしても、日本を線で取り囲む以外の方法を採用することが望ましい。我々は、積極的な文言で日本の領土を定義する実際的な方法を探求することを提案する。(略)

朝鮮方向で日本がかつて領有していた島々の処理については、リアンクール岩(竹島)について草案の第3条に日本に属するものとして明記されることを提案する。この島に対する日本の領土主張は古く、正当と思われる。そして、この島を朝鮮の沖合の島とみることは困難である。また、米国の利益に関する問題として、安全保障上の観点から、この島に天候測候所あるいはレーダー局を設置することが考えられるかもしれない。

図14 国務省「1949年12月29日草案の注釈書」(1950年7月) (部分)



所蔵：米国立公文書館

仮訳

竹島(リアンクール岩)ー日本海中ほぼ日本と朝鮮の等距離にある二個の無人の小島である竹島は、1905年に日本により正式に、おそらく朝鮮の抗議を受けることなく領土主張がなされ、島根県隠岐支庁の管轄下に置かれた。同島は、アシカの繁殖地であり、長い間日本の漁師が一定の季節に出漁していた記録がある。西方近距離にあるダジュレー島(鬱陵島)とは異なり竹島には朝鮮名がなく、かつて朝鮮によって領土主張がなされたとは思われない。竹島は、占領中、米軍によって射爆場として用いられてきており、天候測候所あるいはレーダー局を置くことで活用できる可能性がある。

竹島を日本領に残す米国の方針は1949年末に固まり、その後変わらなかったよ。



ダレスの登場－「短い草案」と米豪のやりとり

1950（昭和25）年

1950年4月、ダレスが米国国務長官顧問に就任し、対日平和条約の検討において主導権を発揮することとなりました。特に、同年6月、朝鮮戦争が勃発し、米国の極東政策における日本の重要性がさらに高まることになり、日本を西側陣営の主要国の一つとして確保するため寛大な講和とすることの必要性が強く意識されました。

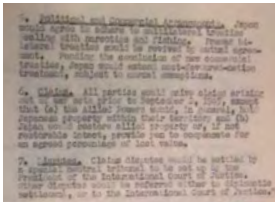
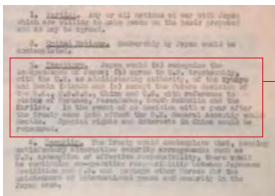
ダレス主導で作成された平和条約の草案においては、条約の全体の構成が見直され、簡潔で「短い草案」となりました。領土に関する条文においては、日本の領土範囲の項が削除され、日本が保持する島の列挙はなくなりました。日本が朝鮮の独立を承認する旨の規定はありましたが、朝鮮に属する島の列挙はなくなりました。

米国は同年9月、ダレス主導のもとで検討された平和条約草案を作成すると並行して関係国との条約交渉の準備のため、条約起草に当たっての基本的な考え方をまとめた「対日講和7原則」を作成し関係国に提示しました。

同原則が比較的抽象的な内容であったこともあり、1950年10月、オーストラリア（豪州）は米国に質問書を送付しました。領土に関する豪州の質問に対して、**米国は、竹島などの島々について「すべて古くから日本のものと認識されており(all long recognized as Japanese)」**「日本によって保持されるであろう(would be retained by Japan)」と回答しました。

上述のとおり、ダレス顧問の就任以降、米国の条約草案は簡略化され、その条文構成が最終的な条文まで維持されたため、条約では竹島への直接的な言及はありません。しかし、**条文を簡略化した後も、竹島を日本が保持するとした米国の方針は不変でした。**

図15 対日講和七原則（1950年9月末）
（豪文書に再録したもの）（部分）



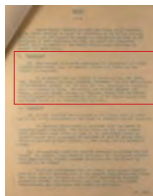
所蔵：オーストラリア国立公文書館
資料画像は公益財団法人日本国際問題研究所提供

仮訳

3. 領域

日本は、（a）朝鮮の独立を承認し、（b）合衆国を施政権者とする琉球諸島及び小笠原諸島の国際連合信託統治に同意し、（c）台湾、澎湖諸島、南樺太および千島列島の地位に関する、イギリス、ソヴィエト連邦、中国、米国の将来の決定を受諾する。条約発効後一年以内に何の決定もなされない場合には、国際連合総会が決定する。（日本は、）中国における特殊な権利および権益を放棄する。

図16 豪州の質問書に対する米国の回答書
（1950年10月末）（部分）



仮訳

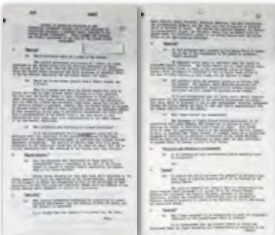
3. 領域

(a) 西沙諸島、火山列島、南鳥島、伊豆諸島など旧日本領の処分に
関するより正確な情報が求めら
れる。

（対馬や五島列島、佐渡などの
島々を列挙した後、）**竹島（略）は
すべて古くから日本のものと認識
されており、日本によって保持さ
れるであろうものと考えられる。**

所蔵：オーストラリア国立公文書館
資料画像は公益財団法人日本国際問題研究所提供

図17 豪州の質問書に対する米国の回答書
（英国に1950年11月2日に共有された写し）（部分）



所蔵：英国国立公文書館
資料画像は公益財団法人日本国際問題研究所提供

豪質問書に対する米国の回答書は、1950年11月2日に、豪州から英国にも共有されていました。

竹島を日本が保持するとした米国の方針を、少なくとも豪州と英国はこの段階で認識していたことがわかります。

竹島は条文から消えたけど、日本に残すという
アメリカの方針は変わらなかったんだね！



英国の関心： 明確な領土条項による紛争の回避

1947（昭和22）年～1951（昭和26）年

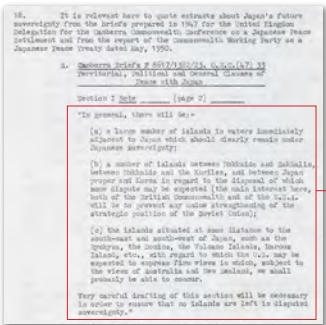
英国は、戦後、キャンベラ、コロンボ、ロンドンといった場所で、英連邦諸国との間で、対日講和に関する協議を実施していました。1947年8月～9月にキャンベラで行われた英連邦諸国の協議のために作成された英国の説明資料には、「北海道と樺太、北海道と千島列島、そして日本本土（Japan Proper）と朝鮮の間にある多くの島嶼はその処分に関していくつかの紛争が予想される。」「どの島嶼も、主権についての紛争が残ることにならないよう、この条項は非常に慎重な原案作りが必要である。」との記述があります。

1950年11月20日に駐日英国連絡公館（占領期の駐日英国大使館）から英外務省に対して、平和条約における領土処理についての報告書が送付されました。同報告書は、上述の1947年の説明資料を引用し、その上で日本の島嶼領土の処理については、将来の紛争の原因になりうると警告を発しました。

また、1951年4月23日に、米英事務レベル協議（於：ワシントン 4月25日～）のために作成した英外務省の検討文書は「日本の近くのどの島々についても、ソ連やその他のアジアの共産国に利益を及ぼす状況を生むような形で、主権についての紛争を残すことにならないよう、この条項の原案作成を非常に慎重に行うことが不可欠である」としています。

以上のことから、英国にとっての最大の関心事項は日本周辺の島嶼を巡って紛争が起こることを回避できるように、領土処理については明確な規定振りとすることにあったということができます。

図18 在京英国連絡公館の英外務省宛て報告書（1950年11月20日）（1947年の英政府資料引用部分）

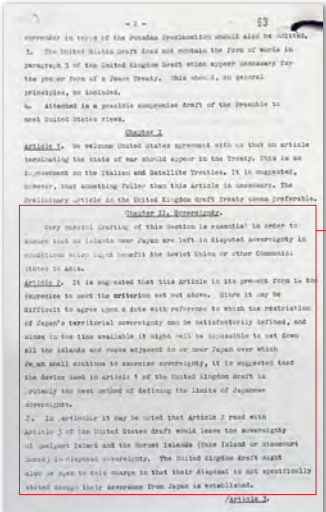


所蔵：英国国立公文書館

※緑枠内は赤囲み部分の仮訳

- 一般的には、以下のとおりである。
- (a) 日本のすぐ周辺の海域にある多くの島々については、明らかに日本の主権の下に保持されるべきである。
 - (b) 北海道と樺太、北海道と千島列島、そして日本本土（Japan Proper）と朝鮮の間にある多くの島々はその処分に関していくつかの紛争が予想される（ここでの英連邦と米国にとって主要な関心は、ソ連の戦略的地位が必要以上に強化されることを避けることにある。）
 - (c) (略)
- どの島々も、主権についての紛争が残ることにならないよう、この条項は非常に慎重な原案作りが必要である。

図19 対日平和条約米国草案についての検討（米英事務レベル協議のための検討文書）（部分）（1951年4月23日）



所蔵：オーストラリア国立公文書館
資料画像は公益財団法人日本国際問題研究所提供

※緑枠内は赤囲み部分の仮訳

- 第2章 主権 (Sovereignty)
- 日本の近くのどの島々についても、ソ連やその他のアジアの共産国に利益を及ぼす状況を生むような形で、主権についての紛争を残すことにならないよう、この条項の原案作成を非常に慎重に行うことが不可欠である。
- 第2条 この条は、現在の形では、正確さに欠け上記の基準を満たしていない。(略)限られた時間の中で、日本が主権行使を継続することとなる日本に隣接する又は近傍の島や岩をすべて書き留めることは不可能であるため、英国草案第1条で使用している方法が日本の主権が及ぶ限界を画定する方法としておそらく最善であることを提案したい。
- 2 特に、米国草案の第2条は、同第3条と合わせて読むと、**済州島及び竹島の領有権について領有権に争いのある状態のままにしまいかねない点を指摘すべきであろう**。英国草案もまた、これらの島が日本から分離されているものの、これらの島の処分について具体的に言及していない点で同様の問題があるかもしれない。

英国にとって一番大事なことの一つは、
明確な領土条項によって紛争を残さない
ことだったんだね！



米英事務レベル協議での合意

1951(昭和26)年～1952(昭和27)年

米国は、対日講和を英国との協力の下で行うことが望ましいと判断し、米英共同で平和条約の草案を作成する方向で検討を進めます。米国は1951年3月に新たな草案を作成し、英国も1951年4月に草案を作成、米英の両方の草案をもって、1951年4月末から1951年5月初旬にかけてワシントンで事務協議を行いました。そして竹島が日本領であるとの認識を踏まえた米英共同草案が作成されます。以下その経緯を説明します。



1951年3月 米国草案(「短い草案」)

米国は、1951年3月、条約草案を英国を含めた関係国に示しました。米国は、竹島が古くからの日本の領土であると認識しており、1950年10月のオーストラリアの質問書への米国回答書を契機に、その認識は英豪には伝わっていました。その一方、米国草案は、日本が放棄する領土を規定するもので、日本は朝鮮を放棄すると簡潔に規定していました。

米国草案(抜粋)

朝鮮、台湾と澎湖諸島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。



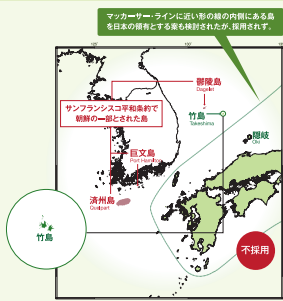
1951年4月 英国草案(「長い草案」)

英国草案第1条は、日本を線で囲い、その線の内側の島に日本の主権が継続するというもので、竹島はその線の外側にありました。英国は、米国の3月草案の規定では、日本と朝鮮の間にある島々の領有権に争いがある状態のままに放置され、ソ連やアジアの共産国を利する可能性のある状況になることを懸念していました。

1951年4月25日～5月4日 米英事務レベル協議

米国と英国は、共同草案を作成するために1951年4月末から5月頭にかけてワシントンで事務レベル協議を実施しました。

図20 英4月草案第1条(不採用)と米英共同草案第2条



1951年5月3日 米英共同草案

協議の結果、日本が放棄する地域を規定する米国草案の構造をとることとし、その一方、日本と朝鮮の間にある島の帰属を曖昧にすると将来紛争の原因になるとの英国の懸念に対応するため、朝鮮の一部として「済州島、巨文島および鬱陵島の3島」を加筆することで合意し、5月3日に、米英共同草案を作成しました。

日本が放棄する対象には竹島は含まれておらず、竹島は日本領の一部であることが確認されたことは明かです。

1951年5月3日米英共同草案(抜粋)

朝鮮(済州島、巨文島、および鬱陵島を含む。)、台湾及び澎湖諸島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄し・・・

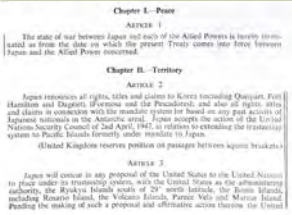


図21 米英共同草案(部分)
(1951年5月3日)

所蔵：英国民立公文書館
資料画像は公益財団法人日本国際問題研究所提供

米英協議 第7回会議事概要

「(米英)双方の代表団は、日本が主権を放棄する領土のみを特定することが望ましい旨合意した。この関係で、米国(草案)第3条は、済州島、巨文島及び鬱陵島の3島の挿入を必要とするであろう。(略)」

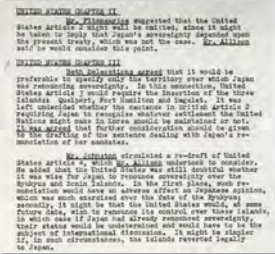


図22 米英協議第7回会議事概要(部分)(1951年5月2日)

所蔵：英国民立公文書館
資料画像は公益財団法人日本国際問題研究所提供

米英共同草案においても、竹島は日本の領土であるという米国の立場が貫徹されたことがわかるね！

